

令和4年度

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

ふじみ野市

総務部契約・法務課

◆◆ 目 次 ◆◆

I 情報公開制度の運用状況

- 1 情報公開請求（申出）の件数 1
- 2 情報公開請求（申出）の処理状況 2

II 個人情報保護制度の運用状況

- 1 個人情報保管等の登録届出状況 1 4
- 2 個人情報目的外利用等の登録届出状況 1 4
- 3 自己情報の開示等の請求及び処理状況 1 5

III 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会 1 6
- 2 審査請求の状況 1 6
- 3 審査会の開催状況 1 6

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護運営審議会 1 6
- 2 審議会の開催状況 1 7

V 会議公開の運用状況 1 7

資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例 3 0
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例 3 9
- 3 ふじみ野市の会議の公開に関する規則 5 1
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申 6 0

I 情報公開制度の運用状況

1 情報公開請求（申出）の件数

令和4年度のふじみ野市における情報公開制度の受理件数は、請求が118件、申出が24件、合計で142件でした。

なお、実施機関別処理件数は、表1のとおりであり、請求（申出）者の区分別件数は、表2のとおりです。

表1 情報公開請求・申出の実施機関別件数

実施機関	請求	申出	合計
市長	105	18	123
教育委員会	12	6	18
選挙管理委員会	1	0	1
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
合計	119	24	142

※ 請求：平成17年10月1日以後作成または取得した情報を請求権者が請求した場合

※ 申出：上記の「請求」以外の場合

表2 請求（申出）者の区分別件数

請求（申出）者の区分	件数
市内に住所を有する者	15
市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体	99
市内に存する事務所または事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	1
請求権者以外の者	27
合計	142

2 情報公開請求（申出）の処理状況

令和4年度のふじみ野市における情報公開請求（申出）の処理状況は142件で、請求（申出）に対して公開が98件、部分公開が31件、非公開が0件、不存在が7件、取り下げが6件、不受理が0件でした。（表3）

※ 一つの請求（申出）で複数の実施機関が対象となる請求（申出）があったため、実施機関により処理が異なる場合があるので受理件数と各処理方法の合計数が一致しません。

表3 情報公開請求（申出）の処理状況

区分	受理件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
請求	118	88	21	0	4	5
申出	24	10	10	0	3	1
合計	142	98	31	0	7	6

部分公開及び非公開の理由は、情報公開条例第6条第1号の個人に関する情報に該当するとしたもの、同条第2号の法人等に関する情報に該当するとしたもの等がありました。（表4）

なお、請求ごとの処理状況については、表5のとおりです。

表4 部分公開の事項別内訳

該当情報	根拠条項	部分公開件数	非公開件数
個人に関する情報	第6条第1号	11	0
法人等に関する情報	第6条第2号	9	0
意志決定過程にある情報	第6条第3号	1	0
国等との協力関係等に関する情報	第6条第4号	2	0
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第6条第5号	14	0
公共の安全と秩序に関する情報	第6条第6号	0	0
法令秘情報	第7条	2	0
他の制度等との調整	第19条	1	0
合計		40	0

※ 同一の処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
2020年10月29日、31日 大原2丁目計画工事説明会議事録		部分公開	条例第6条第1号	株式会社長谷工コーポレーションの出席者名 株式会社GSコーポレーションの出席者名 田中建設工業の担当者名、住民側からの発言者名	写しの交付	市 都 建 市 計 画 長 課	令和4年4月1日 令和4年4月14日	市内の個人	
一般下水道管渠築造工事（亀久保三丁目地内） ふじみ野市亀久保三丁目地内 令和3年12月2日開札 設計額3,804,000円（税抜） 金入り工事設計書、図面、特記仕様書、数量計算書（積算根拠含む）一式		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年4月5日 令和4年4月12日	市内の法人	
令和3年度公共下水道（污水）管渠築造工事（上沢勝瀬線） ふじみ野市苗間地内 令和4年1月17日開札 設計書20,475,000円（税抜） 金入り工事設計書、数量計算書（積算根拠含む）一式（図面は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年4月5日 令和4年4月11日	市内の法人	
現時点内容の住居表示台帳もしくは街区符号および住居番号の位置がわかる図面資料 ※請求街区は別紙リストのとおり		公開			郵送による写しの交付	市 市 民 長 課	令和4年4月11日 令和4年5月9日	市外の法人	
仮称・大原2丁目計画に関する紛争防止・調停の議事録など		部分公開	条例第6条第1号 及び第3号	委員の氏名、発言者欄、発言内容欄の一部	写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年4月14日 令和4年4月28日	市内の個人	
道路舗装修繕工事（単価契約）東部地域 ふじみ野市内 令和4年3月15日 工事仕様書		公開			写しの交付	市 道 路 長 課	令和4年4月15日 令和4年4月30日	市内の法人	
上沢勝瀬通り線道路整備工事 ふじみ野市苗間地内 令和4年3月15日 工事仕様書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市 道 路 長 課	令和4年4月15日 令和4年4月30日	市内の法人	
上沢勝瀬通り線道路整備工事 ふじみ野市苗間地内 令和4年3月15日 金入り工事設計書一式 （数量計算書、積算根拠含む）図面は除く		公開			写しの交付	市 道 路 長 課	令和4年4月26日 令和4年5月11日	市内の法人	
新築届・付定通知書・住居表示台帳 （2022年1月1日から2022年3月31日までに付定されたもの） ※可能であれば、電磁的記録の交付を希望		部分公開	条例第6条第1号、2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	郵送による写しの交付	市 市 民 長 課	令和4年4月28日 令和4年5月10日	市外の法人	
建築事業報告書（仮称）ふじみ野市大原2丁目計画および関連資料一式		部分公開	条例第6条第1号 条例第6条第2号	個人に該当する情報（住所・氏名）	写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年5月2日 令和4年5月16日	市内の個人	
公共下水道（污水）管渠築造工事（上沢勝瀬線） ふじみ野市苗間地内 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年5月6日 令和4年5月18日	市内の法人	
舗装復旧工事（R3-1工区） ふじみ野市南台一丁目地内外 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年5月6日 令和4年5月20日	市内の法人	
配水管布設替工事（R3-6工区） ふじみ野市苗間地内 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年5月6日 令和4年5月20日	市内の法人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
配水管布設替工事（R3-1工区） ふじみ野市北野一丁目地内 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年5月6日 令和4年5月20日	市内の法人	
市道B-38号線側溝整備工事 ふじみ野市駒林地内 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市道路課	令和4年5月6日 令和4年5月20日	市内の法人	
市道F-25号線舗装修繕工事 ふじみ野市亀久保地内 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市道路課	令和4年5月6日 令和4年5月20日	市内の法人	
市道G-83号線舗装修繕工事 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目地内外 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市道路課	令和4年5月6日 令和4年5月20日	市内の法人	
3月下旬頃、全国有志医師の会より「子どものコロナワクチン接種中止についての要望書」が内容証明で、他にレターパックで関連資料が送られたと聞きました。内容証明で送られた要望書について情報公開して下さい。		公開			郵送による写しの交付	市保健センター	令和4年5月9日 令和4年6月7日	市内の個人	
保護者に発行した個人情報取扱いに係る同意書等		不存在			写しの交付	教育学委員会課	令和4年6月2日	市内の個人	
（仮称）ふじみ野市大原2丁目計画に関する「消防施設指導基準第5条に基づく協議書」と付属資料一式		不存在			写しの交付	市都市計画課	令和4年6月7日	市内の個人	
（仮称）ふじみ野市大原2丁目計画に関する「景観計画区域における行為の届出書」と付属資料一式		部分公開	条例第6条第1号 条例第6条第2号	訂正に使用された訂正印 代表者印	写しの交付	市都市計画課	令和4年6月7日 令和4年6月17日	市内の個人	
ふじみ野市上下水道課【設計単価】 令和4年6月1日		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年5月13日 令和4年6月16日	市内の法人	
ふじみ野市上下水道課 令和4年度設計単価（上水道資材）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年6月16日 令和4年6月21日	市外の個人	
ふじみ野市上下水道課【設計単価】 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計図は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年6月20日 令和4年6月22日	市内の法人	
道路舗装修繕工事（単価契約）西部地域 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計図は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市道路課	令和4年6月20日 令和4年6月23日	市内の法人	
市内全域にかかると見られる地籍図及びもしあれば、路線価図のshape file形式での提供。提供可能な直近のデータ。		部分公開	条例第19条第1項に該当	路線価	郵送による写しの交付	市税務課	令和4年6月22日 令和4年6月24日	市外の個人	
ふじみ野市小中学校が保護者に配布した（新一年生の親も含む）個人情報に係る同意文書。令和3年度と令和4年度分を請求。別紙①～③のようなもの		不存在			郵送による写しの交付	教育学委員会課	令和4年6月29日 令和4年8月4日	市外の個人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
大井小学校防球ネット新設工事 ふじみ野市苗間37 工事設計書（数量計算書・図面は除く。）		部分公開	条例第6条第5号	見積りの掛け率及びびかけ率を乗じる前の見積単価	写しの交付	教育委員会 教育総務課	令和4年7月6日 令和4年7月12日	市内の法人	
元福小学校防球ネット新設工事 ふじみ野市元福岡3-15-2 工事設計書（数量計算書・図面は除く。）		部分公開	条例第6条第5号	見積りの掛け率及びびかけ率を乗じる前の見積単価	写しの交付	教育委員会 教育総務課	令和4年7月6日 令和4年7月12日	市内の法人	
舗装復旧工事（R4-2） ふじみ野市駒西一丁目地内外 開札日令和4年6月17日 工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月12日 令和4年7月20日	市内の法人	
配水管布設復替工事（R4-2） ふじみ野市福岡新田地内外 開札日令和4年6月17日 工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月12日 令和4年7月20日	市内の法人	
令和4年6月1日からの材料設計単価		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月14日 令和4年7月20日	市内の法人	
旧大井学校給食センター跡地対策工事R4工6 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月26日 令和4年8月1日	市内の法人	
配水管布設替工事（R4-2工区）R4工9 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月26日 令和4年8月5日	市内の法人	
配水管布設替工事（R4-5工区）R4工10 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月26日 令和4年8月5日	市内の法人	
舗装復旧工事（R4-2工区）R4工12 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月26日 令和4年8月5日	市内の法人	
舗装復旧工事（R4-3工区）R4工2 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月26日 令和4年8月5日	市内の法人	
元福小防球ネット新設工事 R4工4 金入設計書 数量計算書		部分公開	条例第6条第5号	見積の掛け率及び掛率を乗じる前野見積単価	写しの交付	教育委員会 教育総務課	令和4年7月26日 令和4年8月5日	市内の法人	
大井小防球ネット新設工事 金入設計書 数量計算書		部分公開	条例第6条第5号	見積の掛け率及び掛率を乗じる前野見積単価	写しの交付	教育委員会 教育総務課	令和4年7月26日 令和4年7月29日	市内の法人	
舗装復旧工事（R4-3工区）R ふじみ野市大井武蔵野地内 令和4年5月19日開札 設計額7,320,000円（税抜） 金入工事設計書一式（数量計算書、積算根拠を含む）、図面は除く		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月26日 令和4年8月5日	市内の法人	
配水管布設替工事（R4-5工区） ふじみ野市亀久保地内 令和4年6月17日開札 設計額12,890,000円（税抜） 金入設計書一式（積算根拠書含む）図面、数量計算書は除く		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月26日 令和4年8月5日	市内の法人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
配水管布設替工事（R4-2工区） 金入設計書 数量計算書 ふじみ野市福岡新田地内外 令和4年6月17日開札 設計額21,190,000円（税抜） 金入工事設計書一式（積算根拠書含む）図面、数量計算書は除く		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年7月26日 令和4年8月5日	市内の法人	
新築届・付定通知書・住居表示台帳 （2022年4月1日から2022年6月30日までに付定されたもの） ※可能であれば、電磁的記録の交付を希望		部分公開	条例第6条第1号・2号	個人の氏名、住所、電話番号、法人の印影	写しの交付	市市民課	令和4年8月1日 令和4年8月10日	市外の法人	
市道E-81号線外舗装修繕工事 ふじみ野市大井中央1丁目地内外 工事設計書（数量計算書・図面は除く。）		公開			写しの交付	市道路課	令和4年8月1日 令和4年8月16日	市内の法人	
市道F-54号線舗装修繕工事 ふじみ野市大井武蔵野地内 工事設計書（数量計算書・図面は除く。）		公開			写しの交付	市道路課	令和4年8月1日 令和4年8月16日	市内の法人	
一般下水道補修修繕（その1） ふじみ野市元福岡地内 工事設計書（数量計算書・図面は除く。）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年8月1日 令和4年8月9日	市内の法人	
一般下水道補修修繕（その2） ふじみ野市大井武蔵野地内 工事設計書（数量計算書・図面は除く。）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年8月1日 令和4年8月9日	市内の法人	
福岡小学校駐車場整備工事 ふじみ野市西原2丁目6番地1 工事設計書（数量計算書・図面は除く。）		部分公開	条例第6条第4号 条例第6条第5号	建築工事共通費明細書 工事設計書に記載の販売元	写しの交付	市建築課	令和4年8月1日 令和4年8月9日	市内の法人	
旧大井学校給食センター跡地対策工事 ふじみ野市亀久保地内 令和4年6月2日開札 設計額2,900,000円（税抜） 金入設計書（数量計算書、積算根拠含む）一式（図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年8月4日 令和4年8月8日	市内の法人	
令和4年度下水道管補修修繕（その1） ふじみ野市元福岡地内 令和4年7月13日開札 設計額 23,760,000円 金入工事設計書 数量計算書（積算根拠含む）一式（図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年8月4日 令和4年8月9日	市内の法人	
令和4年度下水道管補修修繕（その2） ふじみ野市大井武蔵野地内 令和4年7月13日開札 設計額 9,920,000円（税抜） 金入工事設計書 数量計算書（積算根拠含む）一式（図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和4年8月4日 令和4年8月9日	市内の法人	
令和4年度 市道E-111号線外側溝整備工事 ふじみ野市亀久保地内 令和4年6月17日開札 設計額 12,847,000円（税抜） 金入工事設計書（積算根拠含む）交通誘導警備員の数量計算書一式（図面は除く）		取下げ			写しの交付	市道路課	令和4年8月4日	市内の法人	
令和4年度福岡小学校駐車場整備工事 ふじみ野市西原二丁目6番地1 令和4年7月13日開札 設計額5,464,000円（税抜） 金入設計書一式（図面は除く）		部分公開	条例第6条第4号 条例第6条第5号	建築工事共通費明細書 工事設計書に記載の販売元	写しの交付	市建築課	令和4年8月4日 令和4年8月9日	市内の法人	
令和4年度元福岡小学校防球ネット新設工事 ふじみ野市元福岡3-15-2（元福小学校） 令和4年6月8日 設計額7,752,000円（税抜） 金入工事設計書 一式（図面は除く）		部分公開	条例第6条第5号	見積りの掛け率及び掛け率を乗じる前の見積単価	写しの交付	教育委員会 教育総務課	令和4年8月4日 令和4年8月9日	市内の法人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
令和4年度大井小学校防球ネット新設工事 ふじみ野市苗間37（大井小学校） 令和4年6月8日 設計額5,098,000円（税抜） 金入り工事設計書 一式（図面は除く）		部分公開	条例第6条第5号	見積りの掛け率及び掛け率を乗じる前の見積単価	写しの交付	教育委員会議 教育総務課	令和4年8月4日 令和4年8月9日	市内の法人	
舗装復旧工事（R4-3工区） 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	上下水道課	令和4年8月8日 令和4年8月19日	市内の法人	
上沢勝瀬通り線道路整備工事 全金額入り設計仕様書 1式 （数量計算書及び設計書は除く。積算根拠は含む）		公開			写しの交付	市道課	令和4年8月8日 令和4年8月19日	市内の法人	
1 平成30年11月26日頃、総務省から都道府県市町村税担当課宛に送信された「不動産鑑定士協会に対する鑑定業務について」と題するメールに関し埼玉県から入手したメール等 2 平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び不随業務に関する次の書面等（1）～（6） 3 令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度（平成31年度）の鑑定評価等業務及び不随業務に関する上記2の（1）～（6）の書面等		部分公開	条例第6条第1号 条例第6条第2号	担当者名、メールアドレス、代表者印影、口座番号	写しの交付	市税務課	令和4年8月8日 令和4年9月12日	市外の個人	
別紙のような個人情報に係る最新のガイドライン。どのような指導をしているか知りたい。		公開			写しの交付	学校教育委員会議	令和4年8月16日 令和4年9月1日	市外の個人	
2021年中の登記異動修正済のshapeデータ		部分公開	条例第6条第1号 及び7条	家屋図	郵送による写しの交付	市税務課	令和4年8月23日 令和4年8月26日	市外の法人	
ふじみ野市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル結果の詳細 ・応募事業者の提案内容（提案書） ・応募事業者の提案額		部分公開	条例第6条第2号	提案内容、提案額	郵送による写しの交付	資産管理課	令和4年9月5日 令和4年9月13日	市外の個人	
令和4年9月6日の校長会議事録、および配布される資料のすべて		公開			写しの交付	学校教育委員会議	令和4年9月6日 令和4年9月12日	市内の個人	
ふじみ野市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザルの優先交渉権の企画提案書		部分公開	条例第6条第2号	提案内容	写しの交付	資産管理課	令和4年9月7日 令和4年9月13日	市外の法人	
ふじみ野市全域の土地地番図 令和4年現在 最新のものを希望 Shapefile等、GISで読み込み可能なデータ形式を希望		公開			写しの交付	市税務課	令和4年9月8日 令和4年9月13日	市外の法人	
浄水場総合管理運営業務委託の金入り設計書		公開			写しの交付	上下水道課	令和4年9月9日 令和4年9月14日	市外の法人	契約の相手方
令和4年に公告された「ふじみ野市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル」における優先交渉者が提出した提案書		取下げ			郵送による写しの交付	資産管理課	令和4年9月9日	市外の個人	
一般下水道管補修修繕（その1）金入設計書		公開			写しの交付	上下水道課	令和4年9月21日 令和4年10月5日	市内の法人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
一般下水道管補修修繕（その2）金入設計書		公開			写しの交付	市下水道課	令和4年9月21日 令和4年10月5日	市内の法人	
市道E-8 1号線外舗装修繕工事金入設計書		公開			写しの交付	市道路課	令和4年9月21日 令和4年10月5日	市内の法人	
市道F-5 4号線舗装修繕工事金入設計書		公開			写しの交付	市道路課	令和4年9月21日 令和4年10月5日	市内の法人	
1. ふじみ野市教育委員会が令和4年9月校長会で配布予定の個人情報の取扱いに関する留意事項等関係資料一式及び読み原稿やメモ等の一式 2. ふじみ野市教育委員会が令和4年度に学校長宛てに配付したや予定のPTAは任意加入や個人情報の保護等に関してのQ&Aやチェックリスト等のマニュアル。 3. 教育委員会が令和4年度に学校長宛てに配付したや予定のPTAに加入していない家庭の児童、生徒、保護者が不利益にならないような配慮等の通知や資料一式。 4. 教育委員会が令和4年度に学校長に対して保護者にPTAは任意加入としらせるようにする依頼文書。		部分公開	市教育委員会は、令和4年度において、3及び4の通知を学校長宛てに送付していないため		郵送による写しの交付	教育委員会 学校教育課	令和4年9月26日 令和4年9月30日	市外の個人	
上沢勝瀬通り線道路整備工事 設計書金入		公開			写しの交付	市道路課	令和4年9月27日 令和4年10月4日	市内の法人	
市道G-83号線舗装修繕工事 設計書金入		公開			写しの交付	市道路課	令和4年9月27日 令和4年10月4日	市内の法人	
（一般競争入札） 令和4年度 公共下水道（污水管渠）築造工事（1工区） ふじみ野市大井地内 令和4年8月29日開札 設計額 9,040,000円（税抜）金入工事設計書（積算根拠含む）一式 （図面は除く）		公開			写しの交付	市下水道課	令和4年9月27日 令和4年10月5日	市内の法人	
（一般競争入札） 令和4年度舗装復旧工事（R4-2工区） ふじみ野野西一丁目地内外令和4年6月17日開札 設計額 5,670,000円（税抜）金入工事設計書一式（積算根拠書を含む）、図面は除く		公開			写しの交付	市下水道課	令和4年9月27日 令和4年10月3日	市内の法人	
市道H-51号線側溝整備工事 ふじみ野市元福岡二丁目地内 令和4年8月29日 工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和4年10月4日 令和4年10月19日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（1工区） ふじみ野市大井地内 令和4年8月29日 工事設計書（数量計算書・図面は除く） 矢板、支保材、円形覆工板の賃料 計算書		公開			写しの交付	市下水道課	令和4年10月4日 令和4年10月13日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（2工区） ふじみ野市駒林地内外 令和4年8月29日 工事設計書（数量計算書・図面は除く） 円形覆工板の賃料 計算書		公開			写しの交付	市下水道課	令和4年10月4日 令和4年10月18日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（3工区） ふじみ野市川崎地内 令和4年8月29日 工事設計書（数量計算書・図面は除く） 矢板、支保材の賃料 計算書		公開			写しの交付	市下水道課	令和4年10月4日 令和4年10月11日	市内の法人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
(仮称)ふじみ野市大原2丁目計画に関する建築紛争調整（あっせん）に関する議事録など、一切の関連資料		部分公開	条例第6条第1号及び7条	申出者、相手方、相談員等特定の個人が識別され得る情報（氏名等）請求者以外のあっせんに関する内容の一部	写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年10月7日 令和4年10月21日	市内の個人	
ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校校舎大規模改造工事 工事設計書、共通費明細書、代価表、別紙明細書（金入り）		部分公開	条例第6条 第5号	見積、カタログ及び公表単価の掛け率、掛率を乗じる前の見積、カタログ、公表単価の掲載ページ	写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年10月13日 令和4年10月21日	市内の法人	
指名競争入札 上福岡5丁目公園施設改修工事 ふじみ野市上福岡5丁目地内 令和4年9月21日 工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	令和4年10月14日 令和4年10月21日	市内の法人	
一般競争入札 公共下水道（污水管渠）築造工事（4工区） ふじみ野市大井地内外 令和4年1月6日 工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年10月14日 令和4年10月21日	市内の法人	
一般競争入札 マンホール蓋（污水管渠）交換修繕 ふじみ野市南台一丁目地内外 令和4年1月6日 工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年10月14日 令和4年10月21日	市内の法人	
一般競争入札 一般下水道管テレビカメラ調査業務委託 ふじみ野市川崎地内外 令和4年1月6日 工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年10月14日 令和4年10月21日	市内の法人	
別紙徴収取組状況R2年度給与438件の差押記録（1件）。 督促、財産調査から差押調書謄本等の記録を個人情報消して交付。		取下げ			郵送による写しの交付	市 収 税 長 課		市外の個人	却下
別紙徴収取組状況R2年度預金508件の差押記録（1件）。 督促、財産調査から差押調書謄本等の記録を個人情報消して交付。		取下げ			郵送による写しの交付	市 収 税 長 課		市外の個人	却下
別紙徴収取組状況R2年度その他債権104件の差押記録（全件）。 督促、財産調査から差押調書謄本等の記録を個人情報消して交付。		取下げ			郵送による写しの交付	市 収 税 長 課		市外の個人	却下
令和2年4月1日から本請求書受理日までの間に建築物リサイクル法の規定による建築物の解体等の届出書のうち、別紙記載の住所に関するもの		部分公開	条例第6条第1号	個人に関する情報	郵送による写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年10月28日 令和4年11月4日	市外の法人	
(仮称)ふじみ野市大原2丁目計画に関する建築紛争調整（あっせん）に関する議事録など、一切の関連資料		部分公開	条例6条第1号	相手方、相談員等特定の個人が識別され得る情報（氏名等）	写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年10月31日 令和4年11月10日	市内の個人	
令和4年度配水管布設替工事（R4-8工区） ふじみ野市市沢三丁目地内外		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年10月31日 令和4年11月9日	市内の法人	
令和4年度配水管布設替工事（R4-1工区） ふじみ野市大原二丁目地内外 令和4年10月20日開札 設計額60,450,000円 金入り工事設計書一式（積算根拠書含む）図面、数量計算書は除く		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和4年11月11日 令和4年11月22日	市内の法人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
令和4年度配水管布設替工事（R4-4工区） ふじみ野市大井武蔵野地内外 令和4年10月20日開札。設計額17,310,000円 金入り工事設計書一式（積算根拠書含む）図面、数量計算書 は除く		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月11日 令和4年11月22日	市内の法人	
令和4年度配水管切廻し工事（1工区） ふじみ野市大井地内 令和4年10月20日開札。設計額4,660,000円 金入り工事設計書一式（積算根拠書含む）図面、数量計算書 は除く		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月11日 令和4年11月22日	市内の法人	
ふじみ野市立小中学校長が新入生を含む保護者に対して発出した令和4年度のPTAを含む第三者への個人情報提供に関する同意文書		公開			郵送による写しの交付	教育委員会 教育学教課	令和4年11月16日	市外の個人	
市道H-51号線側溝整備工事 金入設計書		公開			写しの交付	市道長課	令和4年11月24日 令和4年12月9日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（1工区） 金入設計書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月24日 令和4年11月30日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（2工区） 金入設計書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月24日 令和4年12月2日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（3工区） 金入設計書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月24日 令和4年11月28日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（4工区） 金入設計書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月24日 令和4年11月30日	市内の法人	
マンホール蓋（污水管渠）交換修繕 金入設計書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月24日 令和4年12月1日	市内の法人	
排水管敷設替工事（R4-8工区） 金入設計書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月24日 令和4年12月7日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（1工区） 全金額入り設計仕様書 1式		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月29日 令和4年12月12日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（2工区） 全金額入り設計仕様書 1式		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月29日 令和4年12月13日	市内の法人	
一般下水道管補修修繕（その1）金入設計書 全金額入り設計仕様書 1式		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月29日 令和4年12月13日	市内の法人	
一般下水道管補修修繕（その2）金入設計書 全金額入り設計仕様書 1式		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和4年11月29日 令和4年12月13日	市内の法人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
一般競争入札 令和4年度 震ヶ丘保育所空調設備改修工事 令和4年5月19日開札 設計額40,690,000円（税抜） 金入り工事設計書一式（図面は除く）		部分公開	条例6条第5号	見積の掛け率、掛け率を乗じる前の見積単価	写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年12月16日 令和4年12月28日	市内の法人	
一般競争入札 令和4年度 旧西放課後児童クラブ解体工事 令和4年6月8日開札 設計額5,846,000円（税抜） 金入り工事設計書一式（図面は除く）		部分公開	条例6条第5号	刊行物公表価格の掛率、掛率を乗じる前の公表価格	写しの交付	市 子 育 て 支 援 長 課	令和4年12月16日 令和4年12月22日	市内の法人	
一般競争入札 令和4年度 大井東中学校防球ネット改修工事 令和4年11月10日開札 設計額20,830,000円（税抜） 金入り工事設計書一式（図面は除く）		部分公開	条例6条第5号	見積の掛け率、掛け率を乗じる前の見積単価	写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年12月16日 令和4年12月26日	市内の法人	
一般競争入札 令和4年度 ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館トイレ改修修繕 令和4年11月10日開札 設計額4,651,000円（税抜） 金入り工事設計書一式（図面は除く）		部分公開	条例6条第5号	カタログの掛け率、掛け率を乗じる前のカタログ単価 刊行物公表価格の掛率、掛率を乗じる前の公表価格	写しの交付	市 建 築 長 課	令和4年12月16日 令和4年12月21日	市内の法人	
ふじみ野市個人情報条例第10条第2項第3号に基づきふじみ野市教育委員会又はふじみ野市立小中学校が開催を要求した令和2年度から令和4年度の審議会の議事録及びその結果。		取下げ			閲覧	市 契 約 ・ 法 務 長 課	令和4年12月19日	市内の個人	
・令和2年度3年度4年度に学校と第三者（PTAや子ども会に限定して）が業務委託契約または民法656条準委任契約を締結したとわかる文書、資料のすべて。 ・令和2年度3年度4年度に学校が行った寄付採納手続き ・給食費以外に関する学校徴収金についてのガイドライン		不存在			閲覧	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	令和4年12月27日 令和5年1月10日	市内の個人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（2工区） ふじみ野市駒林地内外 令和4年8月29日開札 設計額63,752,000円（税抜） 金入り工事設計書（積算根拠含む）一式（図面は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年1月6日 令和5年1月18日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（5工区） ふじみ野市駒林地内外 令和4年11月10日開札 設計額46,690,000円（税抜） 金入り工事設計書（積算根拠含む）一式（図面は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年1月6日 令和5年1月18日	市内の法人	
マンホール蓋（污水管渠）交換修繕 ふじみ野市南台一丁目地内外 令和4年9月16日開札 設計額7,749,000円（税抜） 金入り工事設計書（積算根拠含む）一式（図面は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年1月6日 令和5年1月18日	市内の法人	
舗装復旧工事（一般下R4-1工区） ふじみ野市亀久保地内 令和4年12月19日開札 設計額4,730,000円（税抜） 金入り工事設計書（積算根拠含む）一式（図面は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年1月6日 令和5年1月18日	市内の法人	
新築届・付定通知書・住居表示台帳（2022年7月1日から同年12月31日までに付定されたもの）		公開			郵送による写しの交付	市 市 民 長 課	令和5年1月17日	市外の法人	
配水管布設替工事（R4-1工区） ふじみ野市大原二丁目地内外 令和4年10月20日開札 工事設計書（図面、数量計算書は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年1月24日 令和5年2月8日	市内の法人	
舗装復旧工事（一般下R4-1工区） ふじみ野市亀久保地内 令和4年12月9日開札 工事設計書（図面、数量計算書は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年1月24日 令和5年2月8日	市内の法人	
公共下水道（污水管渠）築造工事（5工区） ふじみ野市駒林地内外 令和4年11月10日開札 工事設計書（図面、数量計算書は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年1月24日 令和5年2月8日	市内の法人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
市道C-258号線舗装修繕工事 ふじみ野市ふじみ野三丁目外 令和4年10月20日 工事設計書（図面、数量計算書は除く）		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和5年1月24日 令和5年2月8日	市内の法人	
新河岸川方面護岸修繕工事 ふじみ野市福岡三丁目地内 令和4年11月10日 工事設計書（図面、数量計算書は除く）		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和5年1月24日 令和5年2月8日	市内の法人	
大井東中学校防球ネット工事改修工事 ふじみ野市ふじみ野三丁目2番1号 令和4年11月10日 工事設計書（図面、数量計算書は除く）		部分公開	条例6条第5号	見積の掛け率 掛け率を乗じる前の見 積単価	写しの交付	市 建 築 長課	令和5年1月24日 令和5年1月26日	市内の法人	
固定資産税において、令和6年度の評価替えに関して土地評 価鑑定業務を委託するに際し、委託料（鑑定料）の予定価格 設定から委託先の選定を経て業務契約に至る一連の資料		部分公開	条例6条2号	不動産鑑定業者代表者 の印影	郵送による写し の交付	市 税 務 長課	令和5年1月26日 令和5年3月7日	市外の個人	
配水管布設替工事（R4-1工区）金入設計書		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長課	令和5年1月31日 令和5年2月15日	市内の法人	
配水管布設替工事（R4-4工区）金入設計書		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長課	令和5年1月31日 令和5年2月15日	市内の法人	
令和5年に発出されたふじみ野市立小中学校個人情報取扱マ ニュアル（最新のもの） 教育委員会内でPTAや子ども会などの第三者任意団体と学校 との間に業務委託契約を検討した会議の議事録や資料のすべ て 上記業務委託契約について言及した校長会の読み原稿および 資料		不存在			閲覧	教 育 委 員 会 課 学 校 教 育 課	令和5年2月3日 令和5年2月18日	市内の個人	
固定資産税において、令和6年度の評価替えに関して土地評 価鑑定業務を委託するに際し、委託料（鑑定料）の予定価格 設定から委託先の選定を経て業務契約に至る一連の資料		部分公開	条例6条2号	不動産鑑定業者代表者 の印影、完了期限前 のため、地点数	郵送による写し の交付	市 税 務 長課	令和5年2月8日 令和5年3月10日	市外の法人	
ふじみ野市立小中学校が、在校生の保護者に配付した個人情 報に係る同意書。（保存している全て）		不存在			郵送による写し の交付	教 育 委 員 会 課 学 校 教 育 課	令和5年2月14日 令和5年2月24日	市外の個人	
市道幹線8号線舗装修繕工事 ふじみ野市大井中央一丁目地内外 令和4年11月4日開札 設計額4,118,000円 金入り設計書（図面、数量計算書、積算根拠含む）一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和5年2月21日 令和5年2月27日	市内の法人	
令和4年度市道C-258号線舗装修繕工事 ふじみ野市ふじみ野三丁目外 令和4年10月20日開札 設計額55,725,000円 金入り工事設計書（保安工の数量計算書、積算根拠含む）一 式 図面は除く		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和5年2月21日 令和5年2月27日	市内の法人	
令和4年度市道H-51号線側溝整備工事 ふじみ野市元福岡二丁目地内 令和4年8月29日開札 設計額9,826,000円 金入り工事設計書（数量計算書No6、積算根拠含む）一式 図面は除く		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和5年2月21日 令和5年2月27日	市内の法人	
2022年7月に御市の地番図に係るshape fileデータをご提供 いただきましたが、ご提供頂いたファイルの中に、ポリゴン データが収納されていなかったため、ご提供をお願いいたし ます。		公開			写しの交付	市 税 務 長課	令和5年2月22日 令和5年2月26日	市外の個人	

表5

令和4年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
(指名競争入札) 教育相談室空調機更新工事 ふじみ野市福岡一丁目1番3号 令和4年8月23日開札 設計額4,201,000円(税抜き) 数量計算書の金入り、図面		公開			写しの交付	教 育 委 員 会 課 学 校 教 育 課	令和5年2月27日 令和5年3月1日	市内の法人	
配水管布設替工事 (R4-6工区) ふじみ野市大井地内外 令和5年1月24日開札 金入り工事設計書一式(積算根拠含む) 図面、数量計算書は 除く		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年3月3日 令和5年3月9日	市内の法人	
舗装復旧工事 (R4-4工区) ふじみ野市亀久保三丁目地内 令和4年11月4日開札 金入り工事設計書(図面、数量計算書、積算根拠含む)		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年3月3日 令和5年3月9日	市内の法人	
令和4年度に発注された委託業務の対価表を含む金入り設計 書 ・川崎調整池関連事業工事実施設計業務委託 ・福岡江川排水量調査業務委託 ・公共下水道(汚水)管渠実施設計業務委託 ・ストックマネジメント点検調査等業務委託		公開			郵送による写し の交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年3月6日 令和5年3月15日	市外の法人	
公共下水道(汚水管渠)築造工事(5工区) 金入設計書(数量計算書、図面、変更設計書、積算根拠含 む)		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和5年3月13日 令和5年3月20日	市内の法人	
令和5年に発出されたふじみ野市立小中学校個人情報取扱マ ニュアル(最新のもの) 教育委員会内でPTAや子ども会などの第三者任意団体と学校 との間に業務委託契約を検討した会議の議事録や資料のすべ て 上記業務委託契約について言及した校長会の読み原稿および 資料		公開			閲覧	教 育 委 員 会 課 学 校 教 育 課	令和5年3月16日 令和5年3月27日	市内の個人	
平成31年4月21日執行小林のりひと かねはまこうけん 収支報告		公開			写しの交付	選 挙 管 理 委 員 会	令和5年3月20日 令和5年3月24日	市内の個人	
市民交流プラザ、コスモスホールの指定管理者募集に係る要 項、仕様書その他一切の関連する文書		公開			写しの交付	市 協 働 推 進 長 課	令和5年3月22日 令和5年3月28日	市外の個人	
ふじみ野市小中学校が、令和4年度のPTAに、在学生の個人 情報(保護者氏名、児童生徒氏名、学年、クラス番号、出席 番号、住所、電話番号等)を提供したすべての文書。		不存在			郵送による写し の交付	教 育 委 員 会 課 学 校 教 育 課	令和5年3月28日 令和5年4月11日	市外の個人	

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保管等の登録届出状況

個人情報保護条例に基づき、実施機関が新たに個人情報を取り扱う業務を開始する場合は、どのような個人情報を収集し、どのような目的に使用するかを明らかにするために、個人情報保管等登録票による届出を義務付けています。また、登録内容の変更や登録の廃止の場合も届出が必要となっています。

令和4年度の個人情報保管等の登録届出状況は、表6のとおりです。

表6 個人情報保管等の登録届出状況

実施機関	令和3年度末 登録件数	令和4年度中届出件数			令和4年度末 登録件数
		開始	変更	廃止	
市長	1,885	11	3	3	1,893
教育委員会	470	28	0	48	450
選挙管理委員会	151	0	0	0	151
公平委員会	6	0	0	0	6
監査委員	15	0	0	0	15
農業委員会	7	0	0	0	7
固定資産評価 審査委員会	10	0	0	0	10
議会	10	0	0	0	10
合計	2,554	39	3	51	2,542

2 個人情報目的外利用等の登録届出状況

実施機関が管理している個人情報は、登録した利用目的に限り利用されることが原則であり、登録された利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は法令等に定めがあるときなどを除き、本人の同意を得なければならないことになっています（目的外利用の制限）。また、登録された個人情報を実施機関以外の者に対して提供する場合も同様の取り扱いとしています（外部提供の制限）。

目的外利用及び外部提供をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出ることであります。令和4年度の実施機関別の登録届出状況は、表7及び表8のとおりです。

表7 個人情報目的外利用の登録届出状況

実施機関	令和3年度末 登録件数	令和4年度中届出件数		令和4年度末 登録件数
		開始	廃止	
市長	144	0	0	144
教育委員会	3	0	0	3
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	2	0	0	2
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
議会	3	0	0	3
合計	152	0	0	152

表8 個人情報外部提供の登録届出状況

実施機関	令和3年度末 登録件数	令和4年度中届出件数		令和4年度末 登録件数
		開始	廃止	
市長	184	1	0	185
教育委員会	11	0	0	11
選挙管理委員会	4	0	0	4
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
議会	6	0	0	6
合計	205	1	0	206

3 自己情報の開示等の請求及び処理状況

令和4年度は、個人情報保護制度における自己情報の開示請求が16件あり、利用の停止の請求が3件、訂正請求及び削除請求はありませんでした。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定又は自己情報の開示請求等に対する決定について、市民等から審査請求があった場合に、公平で迅速な審査を行うために設置された第三者的機関で、識見を有する3人の委員で構成されています。

審査会は、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申を行います。また、諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、公開（開示）するかどうかを決定します。

2 審査請求の状況

令和4年度は、決定に対する審査請求は1件でした。

3 審査会の開催状況

令和4年度は、審査会に諮問する審査請求事案は1件でした。

回	開催日	諮問案件	会議の議題等
1	令和4年 11月15日	諮問第1号 令和4年6月15日付ふ教学第523号で通知した「情報不存通知書」に係る審査請求について	処分庁職員から処分に至った経緯、権限等の聞き取り
2	令和4年 12月15日	諮問第1号の継続審議	請求内容の検討
3	令和5年 2月13日	諮問第1号の継続審議	審査請求人の口頭意見陳述、処分庁の反論、審査請求人の再反論
4	令和5年 3月22日	諮問第1号の継続審議	処分庁から意見の聴取

Ⅳ 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護運営審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置されたものです。

審議会は、識見を有する者、公共的団体の構成員及び事業者の10人以内で構成され、両制度について実施機関が審議会の意見を聞くこととされた事項について審議し、答申を行います。また、個人情報保護条例に基づく報告を受け、さらに制度に関する重要事項について実施機関に対し建議を行います。

2 審議会の開催状況

令和4年度の実施機関からの諮問案件は2件で、下表のとおりです。

回	開催日	諮問案件	答申
1	令和4年 9月30日	諮問第1号 ふじみ野市個人情報の保護に関する 法律施行条例（案）について 諮問第2号 ふじみ野市情報公開条例の一部改正 （案）について	諮問第1号及び諮問第2号については、これを承認する。 なお、諮問第2号に関し、改正条例中、抽象的な表現となる条文については、何を想定して規定するのか説明できるよう準備いただきたく要請する。

V 会議公開の運用状況

令和4年度の会議公開の実施状況は、表11のとおりです。

なお、公開の対象となる会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された附属機関及びこれに類似する市の要綱に基づく協議会等です。

会議の開催を決定したとき、その会議を所管する担当課は「会議開催のお知らせ」を作成し、情報公開コーナーをはじめ、本庁舎1階及び市内の公共施設の掲示板に掲示しています。また、市のホームページにも会議開催の日程等を随時掲載し、市民への周知を図っています。

令和4年度の会議の公開に関する運用状況は、表9のとおりです。

表9 会議公開の実施状況

	公開となった会議	部分公開となった 会議	非公開となった 会議	合計
会議開催件数	83件	6件	35件	124件
傍聴人数	10人	0人		10人

※ 非公開となった35件は、個人情報等を取り扱うため、非公開とされたふじみ野市介護認定審査会の会議12件、介護給付費等の支給に関する審査会の会議13、ふじみ野市民生委員推薦会の会議6件、ふじみ野市保育所入所児童選考委員会1件、ふじみ野市指定管理者選定委員会の会議3件です。

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
1	令和4年第4回ふじみ野市教育委員会	令和4年4月19日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)第17号議案 ふじみ野市地域学校協働活動推進員設置要綱を制定することについて (2)第18号議案 ふじみ野市教職員人事について【非公開】 (3)報告事項 専決処分に関する報告について(ふじみ野市やさしい日本御でめぐるなぞ解きイベント業務委託プロポーザル選定委員会設置規程を制定することについて) (4)協議事項 ふじみ野市民生委員推薦会委員の推薦について	部分公開	0	教育委員会 教育総務課	
2	令和4年度第1回文化振興審議会	令和4年4月27日 午後5時30分から	ふじみ野ステラ イースト多目的 ホール	(1)文化振興審議会年間開催予定 (2)文化施設運営主体について (3)令和4年度ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業について (4)第2期文化振興計画「めざすべき姿」 (5)第2期文化振興計画策定に係る市民ワークショップ開催内容 (6)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
3	令和4年度第1回ふじみ野市スポーツ推進審議会	令和4年5月13日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1)会長・副会長の選出 (2)第2期ふじみ野市スポーツ推進計画の策定について(諮問) (3)スポーツ推進審議会の開催スケジュールについて (4)第2期ふじみ野市スポーツ推進計画の策定について (5)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
4	ふじみ野市自治組織集会所施設審議会	令和4年5月17日 午後2時00分から	環境センター 3階 研修室	管理・運営の方法について	公開		市民活動推進部 協働推進課	
5	令和4年度第1回ふじみ野市地域自立支援協議会	令和4年5月18日 午前10時05分から	大井総合支所 災害対策室	(1)日中サービス支援型共同生活援助の利用状況について (2)部会報告 (3)障がい者福祉計画の進捗状況報告 (4)障がいを理由とする差別の解消の推進について(権利擁護検討事例)【非公開】	部分公開	1	福祉部 障がい福祉課	
6	令和4年第5回ふじみ野市教育委員会	令和4年5月24日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)第19号議案 ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて (2)第20号議案 ふじみ野市公民館運営審議会委員を委嘱について (3)報告事項 専決処分に関する報告について(令和3年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について) (4)協議事項 ふじみ野市最上位計画審議会委員の推薦について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
7	令和4年度第2回文化振興審議会	令和4年5月24日 午後5時30分から	ふじみ野ステラ・ イーストスタディ ルーム	(1)ふじみ野市立文化施設指定管理業務仕様書(案)について (2)第2期文化振興計画策定に係る市民ワークショップ開催報告について (3)第2期ふじみ野市文化振興計画施策(案) (4)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
8	令和4年度第1回介護保険等運営審議会	令和4年5月30日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1)第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況について (2)第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (3)その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
9	令和4年度第1回ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会	令和4年5月30日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1)これまでの経過報告について (2)事業体制報告について	公開	1	こども・元気健康部 子育て支援課 児童発育・発達支援センター	
10	令和4年度第1回ふじみ野市社会教育委員会	令和4年6月16日 午後2時00分から	ふじみ野市役所本 庁舎5階 A501・502 会議室	(1)議長、副議長の選出について (2)各委員の選出について (3)社会教育関係団体の補助金審査について (4)令和4年度社会教育関連事業計画について (5)令和4年度社会教育委員の年間活動計画について (6)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
11	令和4年度第1回ふじみ野市文化財保護審議会	令和4年6月20日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1)審議事項 ①会長・会長職務代理の選出 ②文化財保存事業の補助金交付について ③ふじみ野市資料館運営協議会委員の選出について (2)報告事項 ①旧江戸屋主屋西廊下天井部分解体に伴う現況調査について ②年間事業計画について (3)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
12	令和4年第6回ふじみ野市教育委員会	令和4年6月21日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1)第21号議案 ふじみ野市学校給食センター運営審議会委員を委嘱することについて (2)第22号議案 ふじみ野市放課後子ども教室運営委員を委嘱及び任命することについて (3)第23号議案 ふじみ野市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて (4)第24号議案 ふじみ野市資料館運営協議会委員を委嘱することについて (3) 報告事項 専決処分に関する報告について(令和4年度ふじみ野市一般会計補正予算(第2号)について) (4) 報告事項 専決処分に関する報告について(ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について) (5) 報告事項 令和4年第2回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について (6) 報告事項 専決処分に関する報告について(ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて) (7) 報告事項 専決処分に関する報告について(ふじみ野市図書館協議会委員を委嘱することについて)	公開	0	教育委員会 教育総務課	
13	令和4年度第1回公民館運営審議会	令和4年6月24日 午後2時00分から	ふじみ野市立上福 岡西公民館 地下 ホール	(1)委員長及び副委員長の選出 (2)令和2年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (3)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 大井中央公民館	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
14	令和4年度第1回ふじみ野市指定管理者 選定委員会	令和4年6月27日 午前10時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)審査対象施設について (2)選定委員会スケジュールについて (3)選定審査の方法について (4)前年度(令和3年度)モニタリング・評価(外部評 価) ア 産業文化センター イ 児童センター (5)募集要項及び選定基準の確認 ア 文化施設(ステラ・イースト、ステラ・ウェス ト) イ 図書館(上福岡図書館、大井図書館) ウ 放課後児童クラブ(東地区・西地区)	公開	2	総合政策部 経営戦略室	
15	第1回ふじみ野市立図書館協議会	令和4年7月1日 午前10時00分から	ふじみ野市立上福 岡図書館2階 集会室2	(1)令和3年度事業報告及び令和4年度年間事業計画につ いて (2)大井図書館の移転について (3)令和5年度以降の市立図書館等の運営について (4)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
16	第19回ふじみ野市地域公共交通活性化 協議会	令和4年7月1日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 大会議室	(1)令和3年度ふじみ野市地域公共交通活性化協議会決算 報告 (2)令和3年度市内循環ワゴン運行事業報告 (3)市内循環ワゴン運行について	公開	0	都市政策部 都市計画課	
17	令和4年度第1回ふじみ野市元気・健康 づくり推進市民会議	令和4年7月7日 午後1時30分から	保健センター 健診室	(1)ふじみ野元気・健康プランについて	公開	0	こども・元気健康部 保健センター	
18	令和4年度第2回ふじみ野市児童発育・ 発達支援センター運営審議会	令和4年7月13日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 大会議室	(1)諮問について (2)令和5年度以降の体制について (3)法改正も踏まえた今後の方向性について	公開	2	こども・元気健康部 子育て支援課 児童発育・発達支援センター	
19	令和4年度第1回ふじみ野市最上位計画 審議会	令和4年7月14日 午後7時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)正・副会長の選出 (2)諮問 (3)策定方針及び策定スケジュールについて (4)将来構想前期基本計画の評価、検証報告について (5)市民意識調査について ①18歳以上市民3,000人 ②小中学生アンケート(小学5年生、中学2年 生) (6)その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
20	令和4年第2回ふじみ野市国民健康保険 運営協議会	令和4年7月14日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1)審議事項 【第1号議案】国民健康保険税について (2)報告事項 ・ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の専決処分について ・令和4年度ふじみ野市国民健康保険特別会計予算及 び補正予算(第1号)について ・令和3年度ふじみ野市国民健康保険特別会計決算に ついて (3)その他	公開	0	市民生活部 保険・年金課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
21	令和4年度第2回ふじみ野市スポーツ推進審議会	令和4年7月15日 午後6時30分から	ふじみ野ステラ・ イースト多目的棟 3階ミーティング ルームC	(1)ワークショップの意見取りまとめについて (2)スポーツ推進事業計画施策体系案について (3)将来像の検討について (4)休日の学校部活動の地域移行について ・スポーツ庁検討会議提言の概要 ・学校現場の状況 (5)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
22	令和4年度第1回ふじみ野市地域福祉計画審議会	令和4年7月15日 午前10時00分から	ふじみ野市 本庁舎3階 A301会議室	(1)第2期地域福祉計画(第5章)施策の展開の進捗状況について (令和3年度の取組及び令和4年度以降の取組予定) (2)第3期ふじみ野市地域福祉計画の策定スケジュールについて (3)第3期ふじみ野市地域福祉計画策定に伴うアンケート調査について (4)その他	公開	0	福祉部 地域福祉課	
23	令和4年第7回ふじみ野市教育委員会	令和4年7月19日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1)第25号議案 ふじみ野市立学校の学校薬剤師を委嘱することについて (2)報告事項 専決処分に関する報告について(ふじみ野市資料館運営協議会委員を委嘱することについて) (3)報告事項 西文化施設について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
24	令和4年度第2回ふじみ野市社会教育委員会	令和4年7月19日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1)西文化施設について (2)大井郷土資料館の移転について (3)情報交換 (4)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
25	令和4年度第1回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和4年7月19日 午後3時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)今年度の外部評価委員会の概要について (2)評価対象施策の概要説明 (3)今後の流れについて (4)その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
26	令和4年度第1回ふじみ野市学校給食センター運営審議会	令和4年7月20日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1)会長及び副会長の選出について (2)令和3年度ふじみ野市学校給食の実施状況について (3)ふじみ野市の学校給食における食物アレルギー対応について	公開	0	教育委員会 学校給食課	
27	令和4年度第1回ふじみ野市上下水道審議会	令和4年7月22日 午前10時10分から	ふじみ野市役所 本庁舎 大会議室	(1)令和3年度ふじみ野市水道事業会計決算について (2)令和3年度ふじみ野市下水道事業会計決算について (3)その他報告事項	公開	0	都市政策部 上下水道課	
28	令和4年度第1回ふじみ野市資料館運営協議会	令和4年7月25日 午後4時00分から	大井郷土資料館 研修室	(1)委員長及び副委員長の選出について (2)令和3年度事業報告について (3)令和4年度事業計画について (4)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 上福岡歴史民俗資料館	
29	令和4年度第1回ふじみ野市空家等対策協議会	令和4年7月26日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第3庁舎2階 C201・C202 会議室	(1)ふじみ野市空家等対策計画におけるこれまでの取組み (2)第2期ふじみ野市空家等対策計画 骨子(案)	公開	0	都市政策部 建築課	
30	令和4年度第1回ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	令和4年7月29日 午前10時00分から	ふじみ野市役所本 庁舎 A301会 議室	(1)委嘱状交付式 (2)第2期ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について (3)令和3年度実施施策の効果検証について (4)その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
31	令和4年度第1回ふじみ野市男女共同参画推進審議会	令和4年8月1日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 付属棟2階 E2 01・202会議 室	(1)ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画 実績報告・ 事業計画について (2)審議会等の女性の登用状況調査の結果等について	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
32	ふじみ野市生きがい学習推進計画審議会 第1回審議会会議	令和4年8月2日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301号室	(1)第2期生きがい学習推進計画の策定方針及びスケ ジュールについて (2)市民アンケートの概要について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
33	令和4年第3回ふじみ野市国民健康保険 運営協議会	令和4年8月4日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1)審議事項 【第1号議案】国民健康保険税について (2)その他	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
34	ふじみ野市自治組織集会所施設審議会	令和4年8月8日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	答申(案)について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
35	令和4年度第2回ふじみ野市地域自立支 援協議会	令和4年8月8日 午後2時00分から	大井総合支所 災害対策室	(1)令和3年度ふじみ野市基幹相談支援センターの事業報 告 (2)令和3年度ふじみ野市基幹相談支援センターの評価に ついて (3)部会報告 (4)第2期ふじみ野市障がい者プラン(後期)の策定につ いて	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
36	令和4年第8回ふじみ野市教育委員会	令和4年8月23日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野 市いじめ見逃しゼロ連絡協議会委員を委嘱及び任命す ることについて) (2)報告事項 公共施設の安全点検結果について (3)報告事項 学校施設環境改善交付金施設整備計画の事 後評価に関する報告 (4)報告事項 なの花学校給食センター整備運営事業モニ タリング結果の公表について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
37	令和4年度第3回文化振興審議会	令和4年8月29日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 A大会議室	(1)西文化施設実施設計概要について (2)指定管理者応募状況について (3)第2期ふじみ野市文化振興計画施策(素案)について (4)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
38	令和4年度第1回ふじみ野市放課後子 ども教室運営委員会会議	令和4年9月9日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1)令和3年度放課後子ども教室の活動報告について (2)令和4年度放課後子ども教室の活動予定について (3)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
39	令和4年度第3回ふじみ野市スポーツ推 進審議会	令和4年9月9日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 大会議室	(1)第2期ふじみ野市スポーツ推進計画におけるスポーツ 推進施策について (2)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
40	第2回ふじみ野市生きがい学習推進計画 審議会会議	令和4年9月16日 午後2時00分から	市役所本庁舎 3階 A301号室	(1)市民アンケートについて (2)団体アンケートについて	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	

整理 N o	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
41	令和4年第9回ふじみ野市教育委員会	令和4年9月20日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1)第26号議案 令和5年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて (2)第27号議案 ふじみ野市修学旅行等キャンセル保険保護者負担費補助金交付要綱を定めることについて (3)第28号議案 ふじみ野市図書館協議会を委嘱することについて (4)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市やさしい日本語でめぐるなぞ解きイベント業務委託プロポーザル選定委員会設置規程を廃止することについて) (5)報告事項 専決処理に関する報告について(財産の取得について) (6)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員人事について) 【非公開】 (7)報告事項 専決処理に関する報告について(令和4年度ふじみ野市一般会計補正予算(第5号)について) (8)報告事項 令和4年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	部分公開	0	教育委員会 教育総務課	
42	令和4年度第3回ふじみ野市社会教育委員会	令和4年9月22日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1)ふじみ野市版コミュニティ・スクールの活動について (2)情報交換 (3)その他	公開	2	教育委員会 社会教育課	
43	令和4年度第1回ふじみ野市立児童センター運営委員会	令和4年9月29日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1)ふじみ野市立東児童センターについて 事業報告・利用状況・利用者アンケート報告 (2)ふじみ野市立西児童センターについて 事業報告・利用状況・利用者アンケート報告 (3)ファミリー・サポート・センターについて 活動状況報告 (4)その他	公開	0	こども・元気健康部 子育て支援課	
44	令和4年度第2回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和4年9月29日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)【施策5】生きがい-市民のみんなで学ぶ、地域で学ぶを推進します- (2)【施策7】スポーツ-スポーツを通して市民が元気にいきいきと暮らすことのできるまちを目指します- (3)【施策34】防災-危機管理体制の整備と災害に強いまちづくりを進めます-	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
45	第2回ふじみ野市立図書館協議会	令和4年10月4日 午前10時00分から	ふじみ野市立上福岡図書館2階 集会室2	(1)委員長及び副委員長の選出 (2)「第6回ふじみ野市図書館を使った調べる学習コンクール」二次審査 (3)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
46	令和4年度第1回ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会	令和4年10月6日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 附属棟2階 E201会議室	(1)第1回会議 ア 議題 (ア) 諮問第1号 ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)について (イ) 諮問第2号 ふじみ野市情報公開条例の一部改正(案)について (ウ) その他 ふじみ野市議会の個人情報の保護に関する条例(案)について イ その他	公開	0	総務部 契約・法務課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
47	令和4年度第2回ふじみ野市元気・健康づくり推進市民会議	令和4年10月7日 午後1時15分から	保健センター 健診室	(1)ふじみ野元気・健康プランについて	公開	0	こども・元気健康部 保健センター	
48	令和4年度第2回ふじみ野市地域福祉計画審議会	令和4年10月14日 午前10時00分から	ふじみ野市本庁舎 3階 A301会議室	(1)第3期ふじみ野市地域福祉計画策定の進捗について (2)第3期ふじみ野市地域福祉計画に向けた意見交換 (3)その他	公開	0	福祉部 地域福祉課	
49	令和4年度第3回ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会	令和4年10月14日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301号室	(1)ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの在り方(令和5年度以降の体制について)に係る答申について	公開	0	こども・元気健康部 子育て支援課	
50	ふじみ野市自治組織集会所施設審議会第8回会議	令和4年10月18日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	答申(案)の最終確認について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
51	令和4年第10回ふじみ野市教育委員会	令和4年10月18日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員服務規程の一部を改正することについて) (2)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市小・中学校職員服務規程の一部を改正することについて) (3)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員人事について)【非公開】	部分公開	0	教育委員会 教育総務課	
52	令和4年度第4回ふじみ野市スポーツ推進審議会	令和4年10月21日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 大会議室	(1)スポーツ推進計画(第1期)の進捗状況等について (2)第2期ふじみ野市スポーツ推進計画におけるスポーツ推進施策について (3)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
53	令和4年度第3回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和4年10月24日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)【施策25】道路-安全に機能する道路交通体系の充実を図ります- (2)【施策29】都市計画-快適で便利なまちづくりを進めます- (3)【施策33】下水道-浸水被害を防止し、環境整備のための生活排水処理を進めます-	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
54	令和4年度第1回子ども・子育て会議	令和4年10月25日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第3庁舎C20 1・C202会議室	(1)第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画実績報告及び中間年による数値の見直しについて ①子ども・子育て支援に係る目標事業量の設定 ②子ども・子育て支援事業計画施策一覧進捗管理表	公開	0	こども・元気健康部 子育て支援課	
55	令和4年度第2回ふじみ野市最上位計画審議会	令和4年10月25日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)市民意識調査報告について (2)人口推計・現状分析について (3)後期基本計画骨子案について (4)各施策案について (5)その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
56	令和4年度第2回公民館運営審議会	令和4年10月26日 午後2時00分から	大井総合支所 災害対宅室	(1)令和4年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (2)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 大井中央公民館	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
57	令和4年度第1回ふじみ野市防災会議	令和4年10月26日 午後1時30分から	ふじみ野市文化施設 ふじみ野ステラ・イースト 3階多目的ルーム	(1)ふじみ野市地域防災計画の改定について	公開	0	総務部 危機管理防災課	
58	令和4年度第4回文化振興審議会	令和4年10月28日 午後5時30分から	ふじみ野ステラ・ イーストミーティ ングルームC	(1)第2期ふじみ野市文化振興計画素案について (2)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
59	令和4年度第2回ふじみ野市協働のまち づくり推進隊会議	令和4年11月7日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)市民と市との協働事業に関する調査結果について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
60	令和4年度第2回介護保険等運営審議会	令和4年11月7日 午後1時15分から	A大会議室(本庁 舎5階)	(1)介護保険等運営審議会会長の選出について (2)令和3年度第8期介護保険事業の実績について (3)令和3年度地域包括支援センター事業の実績について (4)第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について (5)「ふじみ野市の地域医療と介護を守る条例」を制定することについて (6)その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
61	第3回ふじみ野市生きがい学習推進計画 審議会会議	令和4年11月8日 午前10時00分から	市役所 本庁舎3階 A301号室	(1)市民アンケートの決定について (2)団体アンケートの決定について (3)今後のスケジュールについて	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
62	令和4年度第2回ふじみ野市空家等対策 協議会	令和4年11月8日 午前10時00分から	ふじみ野市役所第 2庁舎3階 B301会議室	(1)第2期 ふじみ野市空家等対策計画(素案) (2)今後のスケジュールについて (3)その他	公開	0	都市政策部 建築課	
63	令和4年度第3回ふじみ野市最上位計画 審議会	令和4年11月8日 午後3時00分から	ステラ・イースト 多目的棟 ミー ティングルームA	(1)各施策案について (2)その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
64	令和4年度第4回ふじみ野市行政評価外 部評価委員会	令和4年11月21日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)【施策23】商工業 ー新たな産業の育成と商工業の 活性化を進めますー (2)【施策24】観光 ー誰でもいつでも観光を楽しめる 環境づくりを進めますー (3)【施策17】介護保険(生活支援) ー住み慣れた地域 で支え合いながら暮らせるまちを目指しますー	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
65	令和4年第11回定例ふじみ野市教育委 員会会議	令和4年11月22日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野 市立さぎの森小学校校舎大規模改造工事請負変更契約の 締結について) (2)報告事項 専決処理に関する報告について(令和4年 度ふじみ野市一般会計補正予算(第7号)について) (3)報告事項 専決処理に関する報告について(財産の取 得について) (4)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野 市立図書館の指定管理者の指定について)	公開	0	教育委員会 教育総務課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
66	令和4年度第2回ふじみ野市資料館運営協議会	令和4年11月25日 午後4時00分から	大井郷土資料館 研修室	(1)大井郷土資料館の移転について (2)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 上福岡歴史民俗資料館	
67	令和4年度第2回ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会会議	令和4年12月2日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎 5階 A大会議室	(1)放課後子ども教室の2学期イベント実施について (2)3学期の放課後子ども教室の実施方針について (3)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
68	令和4年度第5回ふじみ野市スポーツ推進審議会	令和4年12月16日 午後4時00分から	ふじみ野ステラ・ イースト多目的棟 3階ミテイングルームC	(1)スポーツ推進計画における成果指標について (2)パブリックコメントの実施について (3)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
69	令和4年度第5回文化振興審議会	令和4年12月19日 午後5時30分から	ふじみ野市役所A 201会議室	(1)第2期ふじみ野市文化振興計画素案について ①文化振興施策の修正点及び成果指標 ②施策体系 ③将来像 (2)その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
70	令和4年度第5回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和4年12月23日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)【施策12】保育-子育ても仕事もガンバる保護者を応援します- (2)【施策15】健康づくり-生涯を通じた健康づくりを支援します- (3)【施策37】小中学校-確かな学力と自立する力を育成します-	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
71	令和4年度第2回ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	令和4年12月23日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎 A301会議室	(1)市民意識調査の報告について (2)基礎調査(人口推計・現状分析)の報告について (3)次期まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について (4)その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
72	令和4年度第6回文化振興審議会	令和5年1月13日 午後4時00分から	ふじみ野市役所 A301会議室	(1)諮問審議 第2期ふじみ野市文化振興計画(案)について (2)答申 第2期ふじみ野市文化振興計画(編)について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
73	令和4年度第3回ふじみ野市地域福祉計画審議会	令和5年1月20日 午前10時から	ふじみ野市 本庁舎5階 A大会議室	(1)第2回審議会のグループワークの結果共有 (2)第3期ふじみ野市地域福祉計画策定のための各種アンケート調査及びヒアリング調査の結果報告 (3)各調査の結果報告に係る意見交換 (4)その他	公開	0	福祉部 地域福祉課	
74	令和5年第1回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和5年1月25日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)第1号議案 令和5年度当初小・中学校教職員人事の内申について【非公開】 (2)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正することについて)	部分公開	0	教育委員会 教育総務課	
75	令和4年度第2回ふじみ野市文化財保護審議会	令和5年1月27日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)審議事項 文化財保存事業の補助金申請(地蔵院のしだれ桜)について (2)報告事項 ①権現山古墳群史跡の森内樹木のナラ枯れについて ②やさしい日本語でめぐるまちさんぽ事業について (3)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
76	令和4年度第2回ふじみ野市上下水道審議会	令和5年1月31日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)川崎地区における調整池及びポンプ場整備計画の妥当性について (2)その他(報告)	公開	0	都市政策部 上下水道課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
77	令和4年度第4回ふじみ野市最上位計画 審議会	令和5年1月31日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)後期基本計画の変更点について (2)骨子案について (3)後期重点プロジェクトについて (4)後期重点プロジェクトの重点的な取組について (5)前期重点プロジェクトの主な取組について (6)その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
78	令和4年度第2回ふじみ野市子ども・子 育て会議	令和5年2月2日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎 D201会議室	(1)会長及び副会長の選出 (2)ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画の概要と次期 計画について	公開	1	こども・元気健康部 子育て支援課	
79	令和4年度第3回ふじみ野市元気・健康 づくり推進市民会議	令和5年2月8日 午後1時15分から	保健センター 健診室	(1)会長及び副会長の互選 (2)ふじみ野市元気・健康づくり推進市民会議傍聴要領に ついて (3)ふじみ野元気・健康プランの概要について (4)ふじみ野元気・健康プランの市民意識調査結果につい て (5)その他	公開	1	こども・元気健康部 保健センター	
80	令和4年度第2回ふじみ野市学校給食セ ンター運営審議会	令和5年2月8日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1)令和5年度学校給食実施計画について (2)令和5年度学校給食費徴収計画について	公開	0	教育委員会 学校給食課	
81	令和5年第1回ふじみ野市国民健康保険 運営協議会	令和5年2月9日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)審議事項 【第1号議案】国民健康保険税の課税限度額等の改正に ついて ふじみ野市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所 得の令和5年度適用分をそれぞれ法定基準まで見直すこ とについて (2)報告事項 ●ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について ●令和4年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算 第2号及び第3号について (3)その他	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
82	令和4年度第4回ふじみ野市地域福祉計 画審議会	令和5年2月17日 午前10時00分から	ふじみ野市 第3庁舎2階 C201・202 会議室	(1)第3期ふじみ野市地域福祉計画策定のための調査結果 報告書について (2)第3期ふじみ野市地域福祉計画策定のための調査結果 報告書から見た課題のまとめについて (3)その他	公開	0	福祉部 地域福祉課	
83	令和4年度第4回ふじみ野市地域自立支 援協議会	令和5年2月20日 午後2時00分から	大井総合支所 災害対策室	(1)第2期障がい者プラン(後期)策定におけるアンケート 調査について (2)医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機 関の協議の場の報告について (3)地域生活支援拠点等の緊急時対応の事前登録状況につ いて (4)部会報告	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
84	令和4年度第4回ふじみ野市社会教育委 員会議	令和5年3月6日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1)ふじみ野市地域学校協働活動の取組状況について (2)報告事項 ①大井図書館の移転について ②上福岡図書館大規模改修工事について (3)情報交換 (4)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
85	令和4年度第3回ふじみ野市立図書館協議会	令和5年3月7日 午後2時00分から	ふじみ野市立上福岡図書館2階 集会室2	(1)ふじみ野市立図書館条例の改正について (2)令和4年度ふじみ野市立図書館事業報告(概要)について (3)図書館を使った調べる学習コンクール結果報告について (4)その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
86	令和4年度第3回ふじみ野市上下水道審議会	令和5年3月7日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎 大会議室	(1)令和5年度ふじみ野市水道事業会計予算について (2)令和5年度ふじみ野市下水道事業会計予算について (3)経営戦略の改定と水道事業アンケート調査集計結果(概要)等について (4)その他(報告)	公開	0	都市政策部 上下水道課	
87	令和4年度第1回ふじみ野市総合教育会議	令和5年3月24日 午後5時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)後期基本計画策定に係る小・中学生向けアンケートの結果と分析について (2)その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室 教育委員会 教育総務課	

整理 N o	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
88	令和5年第3回定例ふじみ野市教育委員会 会議	令和5年3月24日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)第2号議案 ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正することについて (2)第4号議案 ふじみ野市立小・中学校医療的ケア実施要綱を定めることについて (3)第5号議案 令和5年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて (4)第6号議案 ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて (5)第7号議案 ふじみ野市教育委員会の職の設置に関する規則の一部を改正することについて (6)第8号議案 ふじみ野市教育委員会の職の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正することについて (7)第9号議案 ふじみ野市立小学校施設の開放事業の実施に関する規則の一部を改正することについて (8)第10号議案 ふじみ野市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正することについて (9)第11号議案 令和5年度ふじみ野市教育委員会職員人事について【非公開】 (10)第12号議案 令和5年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて (11)第13号議案 ふじみ野市学校運営協議会委員を任命することについて (12)第14号議案 ふじみ野市立学校の学校医を委嘱することについて (13)第15号議案 ふじみ野市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて (14)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正することについて) (15)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正することについて) (16)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会文書規程の一部を改正することについて) (17)報告事項 令和5年度ふじみ野市教育委員会職員服務規程の一部を改正することについて (18)報告事項 専決処理に関する報告について(旧商工会館大井支所等の土地及び建物の移管について) (19)報告事項 令和4年度ふじみ野市一般会計補正予算(第8号)について (20)報告事項 令和5年度ふじみ野市一般会計予算について (21)報告事項 令和5年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	部分公開	0	教育委員会 教育総務課	
89	令和4年度第3回ふじみ野市資料館運営 協議会	令和5年3月28日 午後4時00分から	旧大井村役場	(1)移転後の旧大井村役場での資料展示・活用について (2)その他	公開	0	上福岡歴史民俗資料館	

資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例
- 3 ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申

○ふじみ野市情報公開条例

平成17年10月1日

条例第8号

改正 平成18年3月30日条例第17号

平成28年3月23日条例第9号

平成30年12月26日条例第44号

令和4年12月27日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、市民に対し公文書の公開を求める権利を保障するとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって透明性を確保した民主的市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

(令4条例28・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上、作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、決裁又は供覧等の手続が終了し、かつ、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の規定（第15条の規定を除く。）により、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(令4条例28・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、公文書の管理及び検索体制の確立に努めなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(令4条例28・一部改正)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して、適正に使用しなければならない。

(令4条例28・一部改正)

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるも

の) については、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。) を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(令4条例28・一部改正)

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求があつたときは、当該請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、明らかに公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

(令4条例28・全改)

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該情報から非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開の請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(令4条例28・全改)

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報（第6条第3号を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

(令4条例28・全改)

(公文書の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

(令4条例28・追加)

(請求方法)

第10条 第5条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公開の請求に係る公文書の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(令4条例28・旧第9条繰下・一部改正)

(請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して15日以内に当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条の規定により請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定（第7条の規定により、公開の請求に係る公文書の一部を公開しないこととする場合を含む。以下「非公開決定」という。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開することができるものであって、かつ、公開することができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度とし、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

（令4条例28・旧第10条繰下・一部改正）

（公文書の公開の実施及び方法）

第12条 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書の公開をしなければならない。

2 実施機関は、公開の請求に係る公文書を直接公開することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

（令4条例28・旧第11条繰下・一部改正）

（手数料等）

第13条 公文書の公開に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

2 公文書の公開に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

3 本条の規定は、第15条の規定により公文書の閲覧又は写しの交付を行う場合について準用する。

（平28条例9・一部改正、令4条例28・旧第12条繰下・一部改正）

（審査請求）

第14条 請求者は、第11条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求をすることができ

る。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由として却下するとき、又は非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

(平28条例9・一部改正、令4条例28・旧第13条繰下・一部改正)

(公文書の任意的公開)

第15条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求することができるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、この条例の適用を受ける公文書以外の公文書の閲覧又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(令4条例28・旧第14条繰下・一部改正)

(指定管理者の情報公開)

第16条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(平18条例17・追加、令4条例28・旧第15条繰下)

(公文書の検索資料の作成等)

第17条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(平18条例17・旧第15条繰下、令4条例28・旧第16条繰下・一部改正)

(公文書の整備等及び制度の改善)

第18条 実施機関は、公文書の整備、公文書の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により公文書の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かななければならない。

(平18条例17・旧第16条繰下、令4条例28・旧第17条繰下・)

一部改正)

(運用状況の公表)

第19条 実施機関は、毎年度、この条例による公文書の公開の運用状況を公表するものとする。

(平18条例17・旧第17条繰下、令4条例28・旧第18条繰下・一部改正)

(他の制度等との調整)

第20条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において市民の利用に供することを目的として管理している文書、図書等については、適用しない。

(平18条例17・旧第18条繰下、令4条例28・旧第19条繰下・一部改正)

(情報の提供)

第21条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(平18条例17・旧第19条繰下、令4条例28・旧第20条繰下・一部改正)

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例17・旧第20条繰下、令4条例28・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の上福岡市及び大井町から承継された情報（以下「承継情報」という。）については、適用しない。

(承継情報の任意的公開)

4 実施機関は、承継情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

5 承継情報の公開については、第12条及び第14条の規定を準用する。

(経過措置)

6 施行日の前日までに、合併前の上福岡市情報公開条例（平成9年上福岡市条例第19号）又は大井町情報公開条例（平成11年大井町条例第3号）の規定

によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 第 1 条の規定による改正後のふじみ野市情報公開条例第 12 条の規定は、この条例の施行の日以後の公開の決定について適用し、同日前にした公開の決定については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年条例第 44 号）

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 28 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前のふじみ野市情報公開条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で当該実施機関による決定その他の処分がなされていないものは、同条の規定による改正後のふじみ野市情報公開条例の相当規定により実施機関に対してされた請求その他の行為とみなす。

（ふじみ野市自治基本条例の一部改正）

3 ふじみ野市自治基本条例（平成 26 年ふじみ野市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第 13 条関係）

（平 28 条例 9 ・ 追加、平 30 条例 44 ・ 令 4 条例 28 ・ 一部改正）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 50 円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 50 円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交付		電磁的記録媒体 1 枚につき 100 円

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番又は A 列 4 番とする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

○ふじみ野市個人情報保護条例

平成17年10月1日

条例第9号

改正 平成18年3月30日条例第18号

平成27年9月30日条例第36号

平成28年3月23日条例第9号

平成30年12月26日条例第44号

令和3年8月31日条例第19号

廃止 令和4年12月27日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げ

るものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(8) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

(9) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報の保管等をされている者をいう。

(10) 事業者 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（平27条例36・一部改正）

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関及び市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保管等をするときは、市民等の基本的人権に対する侵害を防止するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いについて厳正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、条例により保障された権利の行使を正当に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（個人情報の保管等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の保管等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は正当な行政執行に関連してその権限の範囲内において行われるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 犯罪に関する個人情報

(3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報の保管

等を行わないことが適当であると認めた個人情報
(業務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接これを収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 公表された事実であるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人により、法令等の規定による申請その他これに類する行為が行われたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正維持管理)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持及び管理を行うために、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報をその利用目的に照らして正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、管理している個人情報が必要でなくなったときは、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報取扱責任者を設置しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用（次項において「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものに対して保有個人情報の提供（次項において「外部提供」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、市長に届け出なければならない。

(1) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の名称

(2) 目的外利用等を行った理由

(3) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 実施機関は、第2項第3号の規定により目的外利用等を行ったときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に通知しなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的の範囲を超えて保有特定個人情報の利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

(平27条例36・追加・一部改正)

(保有特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに対して保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(平27条例36・追加)

(電子計算組織の結合の禁止)

第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たっては、実施機関以外の電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により通信回線等による結合を行った場合において、情報の漏えい、改ざん等により個人情報に重大な影響を及ぼすと認めたときは、直ちに通信回線等の一時停止等の措置（当該通信回線等の切断を含む。）をしなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合において、接続先機関の電子計算組織が個人情報の保護のために必要な措置を講じていると認められるときは、当該通信回線等を復旧することができる。

4 実施機関は、第2項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合は、必要な事項を審議会に報告しなければならない。

(開示の請求等)

第12条 市民等は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の閲覧又は写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人を含む。）又は実施機関が特別の理由があるものとして規則で定める代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

(1) 個人の評価、判定、指導、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(2) 本人に開示することにより、実施機関の公正かつ適正な職務執行が著しく妨げられると認められるもの

(3) 未成年者等の法定代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者等に不利益が及ぶと認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれか又は次条に該当する自己情報が記録されている場合において、その部分を容易に、か

つ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該自己情報の開示をしなければならない。

5 実施機関は、第3項各号又は次条に該当する自己情報であっても、期間の経過により、当該自己情報が第3項各号のいずれか及び次条に該当しなくなったときは、当該自己情報の開示をしなければならない。

6 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることにより不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平27条例36・一部改正)

(開示することができない個人情報)

第13条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている保有個人情報が記録されているときは、当該保有個人情報の開示をしないものとする。

(平27条例36・一部改正)

(訂正を請求する権利)

第14条 市民等は、自己情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該記載の訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(削除を請求する権利)

第15条 市民等は、実施機関が第6条の規定による制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報(保有特定個人情報を除く。次条において同じ。)が収集されたときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(平27条例36・一部改正)

(利用の停止を請求する権利)

第16条 市民等は、実施機関が第10条第1項又は第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をしていると認めるとき、又はしようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の利用の停止を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、利用の停止の請求について準用する。

(平27条例36・一部改正)

(保有特定個人情報の削除又は利用の停止を請求する権利)

第16条の2 市民等は、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の

規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有特定個人情報の削除又は利用の停止

ア 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 第10条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された保有特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第12条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用の停止の請求について準用する。

（平27条例36・追加・一部改正）

（請求方法）

第17条 第12条第1項の規定による自己情報の開示、第14条の規定による自己情報の記載の訂正、第15条の規定による自己情報の削除、第16条の規定による自己情報の目的外利用等の利用の停止又は前条の規定による保有特定個人情報の削除若しくは利用の停止（以下「自己情報の開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の記録の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 自己情報の開示、訂正等を請求しようとする者は、自己が当該請求に係る自己情報の本人又は法定代理人等であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

（平27条例36・平30条例44・一部改正）

（請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止の請求にあつては30日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、請求した者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 前項の場合において、請求に係る自己情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしない旨の決定をしたときは、その

理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該自己情報の記録が期間の経過により開示できるものであって、かつ、開示することができる期日を明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(自己情報の提供先への通知)

- 第18条の2 実施機関は、前条の規定により自己情報の全部若しくは一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例36・追加・一部改正、令3条例19・一部改正)

(開示等の実施及び方法)

- 第19条 実施機関は、第18条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該自己情報(磁気テープその他これに類するものについては、当該自己情報から出力又は採録したもの)の開示をしなければならない。

- 2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示をすることができる。

- 3 開示の請求者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその法定代理人等であることの確認を受けるために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 4 実施機関は、第18条第1項の規定により請求に係る訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記載の訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(手数料等)

- 第20条 自己情報の開示、訂正等に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 自己情報の開示、訂正等に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(平28条例9・一部改正)

(審査請求)

第21条 請求者は、第18条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

(平28条例9・一部改正)

(事務の委託)

第22条 実施機関は、個人情報の処理業務を外部に委託しようとするときは、当該業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(平18条例18・一部改正)

(受託者の義務)

第23条 受託者は、受託した業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する受託業務に従事している者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

(指定管理者の義務)

第24条 指定管理者は、公の施設の管理の業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する管理の業務に従事している者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

(平18条例18・追加)

(出資法人の義務)

第25条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(平18条例18・旧第24条繰下)

(国等への要請)

第26条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(平18条例18・旧第25条繰下)

(検索資料の作成等)

第27条 実施機関は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(平18条例18・旧第26条繰下、平27条例36・一部改正)

(運用状況の公表)

第28条 実施機関は、毎年度、この条例による自己情報の開示、訂正等の運用状況を公表するものとする。

(平18条例18・旧第27条繰下)

(他の制度等との調整)

第29条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により自己情報の開示、訂正等の請求ができる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が記録されている文書、図書等については、適用しない。

(平18条例18・旧第28条繰下、平27条例36・一部改正)

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例18・旧第29条繰下)

(罰則)

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第23条第1項の受託業務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

4 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する

目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

（平18条例18・旧第30条繰下・一部改正、平28条例9・平30条例44・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、合併前の上福岡市及び大井町（以下これらを「合併関係市町」という。）から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併関係市町において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の上福岡市個人情報保護条例（平成9年上福岡市条例第20号）又は大井町個人情報保護条例（平成16年大井町条例第17号）（以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第1項の規定中「を開始しようとするときは、」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第36号）

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 3 第2条の規定による改正後のふじみ野市個人情報保護条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後の自己情報の開示、訂正等の決定について適用し、同

日前にした自己情報の開示、訂正等の決定については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第44号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第19号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第26号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第20条関係）

（平28条例9・追加、平30条例44・一部改正）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交付		電磁的記録媒体1枚につき100円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

○ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則

平成22年2月9日

規則第3号

改正 平成22年3月16日規則第4号

平成24年3月26日規則第22号

平成26年3月24日規則第18号

平成28年3月24日規則第16号

平成30年10月31日規則第43号

(目的)

第1条 この規則は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この規則の対象とする会議（以下「審議会等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等の会議

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が市民、学識経験者等の意見等を市政に反映させることを目的として設置する審議会、調査会、協議会等の会議

(平22規則4・全改)

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

(1) ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第6条各号に定める非公開情報に該当する事項

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる事項

(会議の開催の事前公表)

第5条 実施機関は、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 前項に規定する審議会等の会議の開催の事前公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、次に掲げる事項を、別表に掲げる場所に掲示するとともに市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 会議の名称
 - (2) 会議の開催日時及び開催場所
 - (3) 傍聴人の受付時間
 - (4) 会議の議題
 - (5) 会議の公開又は非公開の別
 - (6) 会議の非公開理由
 - (7) 会議を傍聴できる者の定員
 - (8) 会議の傍聴手続
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 審議会等の庶務を処理する課等は、会議開催のお知らせ（様式第1号）を当該会議を開催する日の14日前までに、契約・法務課長に提出しなければならない。

（平24規則22・平26規則18・平28規則16・一部改正）

（会議の傍聴）

第6条 何人も、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。

3 傍聴人の定員は、会議の都度、審議会等の長が別に定める。

4 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が、前項の定員を超える場合であって、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。

5 傍聴人の傍聴受付開始時間は、会議開会時刻の15分前からとし、会議開会中は、随時、傍聴人の受付を行うものとする。

（傍聴人の義務）

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を含む実施機関が定める傍聴要領を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等掲げる等示威的行為をしないこと。

(6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるよ

うな行為をしないこと。

2 傍聴人は、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

3 審議会等の長は、傍聴人が前2項の規定に違反するときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供等)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより会議資料（ふじみ野市情報公開条例第6条各号に該当する情報が記載されている部分を除く。）を傍聴人に提供し、又は傍聴人の閲覧に供しなければならない。

2 前項に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成は、法令、条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 前項に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び開催場所

(3) 出席した者の氏名

(4) 会議の議題

(5) 会議の公開又は非公開の別

(6) 会議の非公開の理由

(7) 傍聴人の数

(8) 会議の内容

(9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長が必要と認める事項

4 会議録は、特に詳細な記録が必要な場合を除くほか、要点筆記を原則とし会議録（様式第2号）によるものとする。

(平30規則43・一部改正)

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、審議会等が公開した会議に係る会議録（第4条の規定により非公開とされた事項が記録されている部分を除く。）の写しを閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、当該会議を開催した日から原則14日以内に、その写し及び第8条に規定する会議資料の写しを、所管課に備え置くとともに市ホームページへ掲載依頼することにより、

当該会議録に係る会議を開催した年度の翌年度末まで閲覧に供しなければならない。

(会議開催結果の報告)

第11条 開催されたすべての審議会等は、会議終了後、速やかに審議会等の会議の開催結果について(様式第3号)を作成し、契約・法務課長へ報告するものとする。

(平24規則22・平26規則18・一部改正)

(運用状況の公表)

第12条 市長は、この規則の各実施機関における運用状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

2 前項に規定する運用状況の公表は、年度ごとに、次に掲げる事項について取りまとめ、市広報及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 会議の開催数
- (2) 公開した会議の開催数
- (3) 非公開とした会議の開催数
- (4) 傍聴人の数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関する事務に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

(平28規則16・追加)

ふじみ野市役所
ふじみ野市大井総合支所
ふじみ野市役所出張所

ふじみ野市立上福岡図書館
ふじみ野市立大井図書館
ふじみ野市立大井中央公民館
ふじみ野市立上福岡公民館
ふじみ野市立上福岡西公民館

様式第1号(第5条関係)

会議開催のお知らせ

_____の会議を、下記のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

記

- 1 会議の名称
- 2 会議の開催日時及び開催場所
 - (1) 日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分から
午前・午後 時 分まで
 - (2) 場所
- 3 傍聴人の受付時間 午前・午後 時 分から
- 4 会議の議題
 - (1)
 - (2)
 - (3)
- 5 会議の公開又は非公開の別 公開・非公開
- 6 会議の非公開理由
- 7 会議を傍聴できる者の定員 人
- 8 会議の傍聴手続
- 9 問い合わせ先
事務局 部 課
電話番号

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称				
開催日時	年 月 日 ()			
	開会時刻	午前・午後	時	分
	閉会時刻	午前・午後	時	分
開催場所				
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
会議の議題				
会議の公開又は非公開の別	公開・非公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	部 課			
議事の確定	確定年月日	年 月 日		
	記名押印 又は署名	役職名 ㊟ ※自署の場合は、押印不要です。		

様式第3号(第11条関係)

事務連絡
年 月 日

契約・法務課長 様

長

会議の開催結果について(報告)

会議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 会議の名称等

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所

2 会議の議題及び公開・非公開の別

- (1) 公開・非公開()
- (2) 公開・非公開()
- (3) 公開・非公開()

※非公開の場合のみ()内にその理由を書いてください。

3 傍聴者の人数

人

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第9条関係）

（平30規則43・全改）

様式第3号（第11条関係）

（平24規則22・平26規則18・一部改正）

ふ契第462号
令和4年9月30日

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 澁谷 弘次 様

ふじみ野市長 高 畑 博

情報の公開に関する制度等について（諮問）

このことについて、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第17条第2項の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

諮問第1号

ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について

諮問第2号

ふじみ野市情報公開条例の一部改正（案）について

ふ情運審第2号
令和4年10月21日

ふじみ野市長 高畑 博 様

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 澁谷 弘次

情報の公開に関する制度等について（答申）

令和4年9月30日付けふ契第462号で意見を求められたことについて、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

1 諮問された事項

諮問第1号

ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について

諮問第2号

ふじみ野市情報公開条例の一部改正（案）について

2 当審議会の意見

諮問第1号及び諮問第2号については、これを承認する。

なお、諮問第2号に関し、改正条例中、抽象的な表現となる条文については、何を想定して規定するのか説明できるよう準備いただきたく要請する。

